



まちづくり出前講座をご利用ください。

講座のテーマは町民の皆さんに自由に決めていただきます。また、町長とまちづくりについて直接語り合い、町と町民の皆さんと一緒にまちづくりを進めるための第一歩として、出前講座を利用してください。

◆対象

町内に住んでいる、または、通勤している3人以上の団体・グループが行なう集会などの場にお伺いします。なお政治、宗教、営利、会食等を伴う集会は除きます。

◆講座の内容

町の業務に関することならすべてお応えします。

◆開催準備

会場の予約・準備は講座申込者が行なってください。開催時間は、調整させていただく場合もありますが、町民の皆さんの希望に沿えるよう、お伺いします。会場費などの経費は申込者の方で負担してください。

◆申し込み方法

申込者の代表の方が、開催希望日の1か月前までに申込書を政策推進課、忠類総合支所地域振興課、札内支所、糠内出張所へ提出してください。

(申込書も備えつけてあります。電話、FAX、Eメールでも受け付けています。)

◆問い合わせ先

政策推進課 (0155-54-6610)

平成30年度に町民の皆さんから要望の多かった講座内容は・・・

- 防災に関すること
- 消費生活のトラブルと対策に関すること
- 保健・医療（健康づくりに）に関すること
- コミバス、乗り合いタクシーに関すること
- 町長が語るまちづくりに関すること などです

94件、2,345人の皆さんに利用いただきました！

台風、北海道胆振東部地震などの自然災害や消費者を巻き込む特殊詐欺が急増していることから、「防災に関すること」、「消費生活のトラブルと対策に関すること」の出前講座が前年と比べると1.9倍となりました。

幕別町公区活動保険制度



補償の内容

①損害賠償責任事故

公区及び町民が次の事故により、他人の生命、身体を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- ・公区が所有、使用、管理する施設に起因する事故
- ・公区活動の遂行に起因する偶然な事故
- ・町民が公区活動に従事している間に生じた事故

②傷害事故

町民が公区活動に従事中または参加中に、急激かつ偶然な外来事故により、身体に傷害を被った場合に保険金を支払います。

公区の皆さんの活動を応援させていただきます。

公区の皆さんが公区活動中に、万一事故が起こった場合に、保険制度をつくることによって、安心して活動していただける環境を整備するため、「公区活動保険制度」を平成 27 年4月から実施しています。

保険の対象となる事故

「損害賠償責任事故」
と
「傷害事故」

「公区活動」とは、

- 1 公益的な活動であること
- 2 活動が継続的、計画的であること
(年1回の行事や、新規行事も対象となります。)
- 3 営利を目的としない活動であること
(活動に要する実費のみを支給する場合は対象となります。)

補償の対象とならない損害

①損害賠償責任事故

故意、戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議、地震、噴火、洪水、津波等の天災など

②傷害事故

故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為無資格運転、脳疾患、心神喪失、地震、噴火、津波、他覚症状のない腰痛頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）など

※その他約款上の規定によります。詳しくはお問い合わせください。事故の発生状況により適否を判断させていただきます。

Q&A

公区の組織の中の子供会、女性部、老人会などが行う行事は対象になりますか？	子供会、女性部、老人会が独自で企画・立案した行事は対象になりませんが、公区としてその行事の運営費の一部を支給し、かつ公区として行事の運営に参加があった場合は対象になります。
公区行事のための準備や練習は対象になりますか？	会場設営のための準備や打ち合わせ等も対象になります。スポーツ大会や盆踊りの練習を個人で行っている場合は対象になりませんが、公区役員や当該行事の責任者が立ち会いのもとに行われる場合は対象になります。
行事の際の休憩、自由行動の取扱いはどうなりますか？	行事途中での休憩は対象となります。しかし、休憩中に当該行事を行っている場所から離脱して、私的な目的で活動した場合は対象になりません。また、自由解散後の個人の行動についても対象になりません。
行事などの会場への移動中の事故は対象になりますか？	会場と住居との間での事故は対象になります。ただし、通常の経路での事故を対象とし、私的目的で経路を逸脱した場合の事故は対象になりません。

①損害賠償責任事故

賠償の種類	賠償内容	補償限度額
対人賠償	他人の身体にけがをさせた場合	1 事故 1 人につき 3,000 万円
対物賠償	・公区が所有、使用、管理する施設に起因する事故 ・公区活動の遂行に起因する偶然な事故 ・町民が公区活動に従事している間に生じた事故	1 事故につき 1,000 万円

②傷害事故

補償金の種類	傷害内容	補償金額
死亡補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から 180 日以内に死亡した場合	200 万円
後遺障害補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合	傷害の程度に応じて 6万円～200 万円
入院通院補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として、入院または通院をし医師による治療を受けた場合（事故当日を含め 180 日以内に限ります。ただし入院日数は 180 日、通院日数は 90 日が限度です。）	1 日につき 入院 3,000 円 通院 2,000 円
手術補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から 180 日以内に手術を受けた場合	手術の種類に応じて 3万円～12 万円

※免責金額はありません。

令和元年度

協働のまちづくり支援事業

- ・ 事業内容等の変更点について … 1 P
- ・ 作業実施報告書（参考例） … 2 P
- ・ 交付金の交付事例 … 3 P
- ・ 説明資料 … 4 ～ 7 P
- ・ 協働のまちづくり支援事業交付申請書（様式1） … 8 P
- ・ 記載例（協働のまちづくり支援事業交付申請書） … 9 P

幕別町住民福祉部住民生活課住民活動支援係
電話 0155-54-6602

協働のまちづくり支援事業実施状況について

単位：円

事業区分・細目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
1 公区活動支援事業										
①公区案内板整備	6	380,724					3	97,707	1	28,189
②公区内地域サイン整備										
③公区備品等保管庫整備	4	160,000	1	100,000	1	93,222	2	110,000	1	97,844
小 計	10	540,724	1	100,000	1	93,222	5	207,707	2	126,033
2 公区コミュニティ支援事業										
①地域コミュニティ活動	7	197,690	8	221,738	5	159,762	9	354,967	9	400,425
②人材育成支援									13	4,300
小 計	7	197,690	8	221,738	5	159,762	9	354,967	22	404,725
3 公区環境美化支援事業										
①環境美化	35	1,146,229	32	1,455,246	32	1,484,351	33	1,454,124	31	1,577,205
②環境改善	20	76,810	38	377,106	28	178,539	35	137,565	39	99,551
③公園等の管理	45	3,173,561	46	3,259,635	46	3,259,635	45	3,237,731	45	3,237,731
④主要農村道路景観維持管理	1	19,000	1	19,000	1	14,800	1	9,860	1	12,160
⑤公区環境整備用機械導入	2	199,582	2	42,160	1	26,725	2	47,400		
小 計	103	4,615,182	119	5,153,147	108	4,964,050	116	4,886,680	116	4,926,647
4 公区の助け合い活動支援事業										
①雪かき支援	1	15,000	4	70,000	7	105,000	7	100,000	12	160,000
②雪堆積場確保	3	110,000	2	90,000	2	90,000	2	80,000	4	120,000
③地域内除雪機械導入									1	250,000
④地域内排雪			1	7,750						
小 計	4	125,000	7	167,750	9	195,000	9	180,000	17	530,000
5 公区防災活動支援事業										
①防災活動	8	396,629	7	519,189	7	477,392	8	171,055	12	493,503
②防犯活動							1	10,000		
小 計	8	396,629	7	519,189	7	477,392	9	181,055	12	493,503
6 公区資源回収支援事業										
①資源回収実践地区協力交付金	77	4,229,800	77	4,230,100	77	4,058,200	77	4,084,100	78	3,822,500
合 計	209	10,105,025	219	10,391,924	207	9,947,626	225	9,894,509	247	10,303,408

全体対前年比(%)

108.3 101.0 104.8 102.8 94.5 95.7 108.7 99.5 119.3 103.6

公区資源回収を除いて

132	5,875,225	142	6,161,824	130	5,889,426	148	5,810,409	169	6,480,908
対前年比(%)		対前年比(%)		対前年比(%)		対前年比(%)		対前年比(%)	
113.8	105.5	107.6	104.9	91.5	95.6	113.8	98.7	114.2	111.5

令和元年度協働のまちづくり支援事業
事業内容等の変更点について

4【公区助け合い活動支援事業:雪かき支援事業(交付申請時必要書類の見直し)】

[変更前]

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①雪かき支援	高齢者の一人暮らし世帯及び高齢者世帯並びに単身障害者等の除雪支援	公区	除雪を行った戸数	定額 1戸につき 5,000円	なし	① 公区住民自らが公区内において行う事業を対象とする。 ② 交付の対象とする除雪戸数は実戸数とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・作業対象者名簿 ・写真(一戸単位)

[変更後]

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①雪かき支援	高齢者の一人暮らし世帯及び高齢者世帯並びに単身障害者等の除雪支援	公区	除雪を行った戸数	定額 1戸につき 5,000円	なし	① 公区住民自らが公区内において行う事業を対象とする。 ② 交付の対象とする除雪戸数は実戸数とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) <u>次の(1)または(2)のいずれか</u> <u>(1)①作業対象者名簿</u> <u>②写真(一戸単位)</u> <u>(2)作業実施報告書</u>

(参考例)

作業実施報告書

公区

次のとおり雪かき支援作業を実施しました。

除雪対象者

作業日	作業時間	作業人数	作業内容 (該当するものに○)
年 月 日	: ~ :		人力 ・ 機械

除雪対象者確認欄
(署名又は記名・押印)

※この様式は作業対象者毎に作成してください。

(記載例)

作業実施報告書

〇〇 公区

次のとおり雪かき支援作業を実施しました。

除雪対象者 協働 一郎

作業日	作業時間	作業人数	作業内容 (該当するものに○)
平成31年12月25日	10:00 ~ 12:00	2人	○人力 ・ 機械

除雪対象者確認欄
(署名又は記名・押印)

協働 一郎



※自署の場合は押印不要です。

協働のまちづくり支援事業交付金の交付事例

●公区コミュニティ支援事業【平成30年度実績 22件 404,725円】

公区のふれあいまつりや盆踊り等の備品の購入及び借入に要した経費。

【ふれあいまつり】 カラオケに係る野外アンプ借入れ、カラオケマイク購入費

焼肉に係るガスコンロ、フィールドストッカーの購入費

【盆踊り】 和太鼓、発電機、アンプ、マイク、やぐら設置用車両等のレンタル料

【運動会】 ワイヤレスマイク、アンプ購入費

●公区環境美化支援事業【平成30年度実績 116件 4,926,647円】

公園・近隣センター花壇苗の植栽、ごみ飛散防止ネットや刈払い機の購入費等の経費。

【花壇苗の植栽】

花の苗、種および肥料の購入費（花木や苗木は除きます）

【ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークルの導入】

ごみ飛散防止ネット（ネットに結ぶオモリも対象になります）

の購入費、ごみサークルの購入または製作に係る経費



●公区防災活動支援事業【平成30年度実績 12件 493,503円】

防災計画の策定に係る経費や、防災計画に基づく防災訓練の実施に係る経費。

【防災計画の策定】

防災計画の策定に要する用紙・印刷・製本代（防災計画は、公区内全戸に配布することとします。）

【避難用非常用持出袋】

新たに公区内全体で整備する購入費（防災計画の策定後に購入してください。）

※防災計画に基づき、非常持出品として持ち出し袋に同梱されている携帯ラジオなどを単品で購入する場合の経費についても対象とします。

【防災計画による防災訓練等の実施に係る備品及び防災機材の整備】（備品及び防災資機材、消耗品等）

防災訓練を行うために使用する、発電機・リヤカー・腕章・メガホン・三角巾・備品のレンタル料・講師謝礼などの経費（防災計画の策定後に実施してください。）



協働のまちづくり支援事業説明資料〔令和元年度版〕

1 公区活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①公区案内板整備	公区内の案内板設置	公区	案内板の設置に係る経費	2分の1	50,000円	① 公区案内板(以下「案内板」という。)は住民に利便をもたらすために設置するものとする。 ② 案内板の新設、更新若しくは修繕に係る費用又は案内板作成に係る原材料費を対象とし、次に示す要件を満たすものであること。 (1) 案内板に商業広告の記載がないこと。 (2) 鉄骨又はこれに類する材質により作成し、長期の使用に耐えられるものであること。 ③ 案内板の設置は原則として1公区につき1基とする。ただし、公区を構成する世帯数(毎年4月1日現在の公区内の世帯数等調査票の世帯数とする。以下同じ。)が概ね100戸を超え、複数の案内板を設置する必要があると認められる場合においては、この限りでない。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・設置場所位置図 ・領収書 ・写真
②公区内地域サイン整備	農業者等による地域サインとしての公区住民統一看板の設置	公区	看板の設置に係る経費	2分の1	1基につき35,000円	① 農業者等とは、農業者、同一公区に居住する住民及び事業所等をいう。 ② 当該公区内の90%以上の農業者が設置するものであること。 ③ 看板は設置者の私有地内に設置する。 ④ 設置する看板は、公区内同一のデザイン(色、形状、大きさ等)とし、地域名及び世帯名を記載すること。 ⑤ 看板の制作及び設置に係る費用を対象とし、看板の修繕にかかる費用は除く。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・設置場所位置図 ・設計図 ・設置者一覧表 ・公区名簿 ・領収書 ・写真
③公区備品等保管庫整備	公区備品及び防災資機材保管庫の購入及び修繕	公区 複数公区	備品保管庫の購入に係る経費	2分の1	100,000円	① 公区が使用する備品保管庫購入及び修繕に係る費用を対象とする。 ② 備品保管庫に設置する棚等の購入及び修繕についても対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・設置場所位置図(別途管理者と協議を行うこと) ・領収書 ・写真
			備品及び防災資機材の保管庫の修繕に係る経費	2分の1	25,000円		
			防災資機材等保管庫の購入に係る経費	3分の2	200,000円	① 防災計画を有する公区であること。 ② 防災計画を有する複数公区での設置も対象とする。 ③ 基礎(地杭等)と倉庫は一体化したものであり、施錠できること。 ④ 倉庫内設置の収納棚も対象とする。 ⑤ 整備する倉庫に「防災倉庫」と明記すること。	

2 公区コミュニティ支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①地域コミュニティ活動	盆踊り・運動会等地域コミュニティに関する事業における備品等購入及び借入れ	公区 複数公区	備品の購入等に係る経費	3分の2	60,000円 複数公区での実施の場合、1公区につき50,000円	① 地域コミュニティの醸成を図るため実施される事業について、備品の購入及び借入に要した経費を対象とする。 ② 地域のコミュニティに関するいずれかの事業のうち、年度内1事業のみ対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・事業案内又は日程表 ・領収書 ・写真 ※補足説明 備品とはその性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐えうるものをいいます。
②人材育成支援	町が指定する研修会に参加	公区	研修会の参加に係る経費	2分の1	なし	① 交付金の対象となる研修会は町が指定したものとする。 ② 研修会参加に係る交通費及び参加負担金を対象とする。 ③ 対象とする交通費は、公共交通機関を利用する場合は当該運賃とし、自家用車を利用する場合は、公共交通機関の運賃相当額とする。 ④ 1公区につき、2名までの参加とし、年1回とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・参加者名簿 ・領収書 ・研修会資料等の写し

3 公区環境美化支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①環境美化	公園、近隣センター・忠類地区の公区会館への花壇苗の植栽	公区等	苗等の購入に係る経費	3分の2	40,000円	① 花の苗、種子及び肥料の購入に係る経費を対象とし、花木、苗木及び永久木は除く。 ② 花壇の管理に係る経費は対象としない。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・花壇等設置場所位置図 ・領収書 ・写真
	道路植樹ますへの花壇苗植栽		苗等の購入に係る経費	1分の1	なし		
	公園、近隣センター・忠類地区の公区会館、道路植樹ますへの花壇苗の植栽		苗等の購入に係る経費	1分の1	100,000円	① しばざくらの苗及び肥料の購入に係る経費を対象とする。 ② 花壇の管理に係る経費は対象としない。 ③ 1公区等につき年度内1回の交付とし、支援期間は平成32年度までとする。	
②環境改善	ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークルの導入	公区	ごみネットの購入、ごみサークルの購入または製作に係る経費	2分の1	各1セットにつき2,500円	① ごみ飛散防止ネット(以下「ネット」という。)及びカラス対策用ごみサークル(以下「サークル」という。)の配置場所は、公区が指定するごみ集積所とする。 ② ネット、サークルの管理者及び管理方法を定めること。 ③ ネットの代用品としての金網やネットに結ぶオモリも対象とする。 ④ サークルは、ごみ回収後に通行の妨げにならないよう収納が可能なものとする。 ⑤ サークルは、既製品の購入経費または製作に要した経費を対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・設置場所位置図 ・管理者及び管理方法 ・領収書(サークルを製作した際にはその材料内訳を添付) ・写真
③公園等の管理	公園及び地域管理パークゴルフ場清掃	公区	清掃を行った面積	定額 一箇所につき10,000円及び1㎡につき18円	なし	① 公区が管理する公園及び当該公園内に設置しているトイレを対象とするが、地域が設置管理を行うパークゴルフ場についても対象とする。	※交付申請書の提出は、必要ありません。 交付基準に基づき毎年6月に交付します。
	公園内のトイレ清掃		清掃を行った箇所	定額 1箇所につき11,000円	なし		
	千住川緑地帯・せせらぎ団地緑地、公営住宅周囲等清掃		清掃を行った面積	定額 一箇所につき10,000円及び1㎡につき6円	なし	① 当該事業内容については、町長が特に必要と認める場合に対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・作業箇所図 ・事業実施理由書 ・作業面積 ・写真
④主要農村道路景観維持管理	農村景観維持を図るための、主要農村道路の草刈等維持	公区 複数公区	草刈等維持を行った人数及び面積	定額 人数割 1,000円 作業割 3円/㎡	なし	① 町長が別に定める路線に対する公区住民自らが行う事業を対象とし、同一箇所にかかる事業の承認については、年度内につき1回を限度とする。 ② 要綱別表に掲げる基準のうち、人数割とは、当該事業を行った延べ人数とする。 ③ 要綱別表に掲げる基準のうち、作業割とは、片側幅2mについて、作業を行った延長とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・作業箇所図 ・作業面積 ・参加者名簿 ・写真
⑤公区環境整備用機械導入	刈払い機の導入	公区	刈払い機の導入に係る経費	2分の1	1台につき30,000円	① 機械の維持管理に係る経費は対象としない。 ② 機械の管理、使用の際は安全に充分配慮すること。 ③ 草刈り機、枝等粉碎機及び耕うん機の導入は、1公区につき1台を限度とし、導入後10年を経過するまで処分してはならない。 ④ 洗浄機購入に係る経費は、草刈り機を長期間利用することを目的とするため、草刈り機を所有している公区または所有する公区に限り購入経費を対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・機械保管場所位置図 ・管理者 ・領収書 ・写真
	草刈り機等の導入	公区	草刈り機(洗浄機を含む)の導入に係る経費	2分の1	草刈り機 250,000円 (洗浄機含む)		
	枝等粉碎機の導入	公区 複数公区	枝等粉碎機の導入に係る経費	2分の1	150,000円		
	耕うん機の導入	公区 複数公区	耕うん機の導入に係る費用	2分の1	50,000円		

4 公区助け合い活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①雪かき支援	高齢者の一人暮らし世帯及び高齢者世帯並びに単身障害者等の除雪支援	公区	除雪を行った戸数	定額 1戸につき 5,000円	なし	① 公区住民自らが公区内において行う事業を対象とする。 ② 交付の対象とする除雪戸数は実戸数とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) <u>次の(1)または(2)のいずれか</u> <u>(1)①作業対象者名簿</u> <u>②写真(一戸単位)</u> <u>(2)作業実施報告書</u>
②雪堆積場確保	市街地の空き地等における雪堆積場の確保	公区	堆積場の確保に係る経費	1分の1	堆積場1箇所の面積 330㎡未満 10,000円以内 330㎡～660㎡未満 15,000円以内 660㎡以上 20,000円以内	① 市街地内又は市街地に隣接する私有地に設置する雪堆積場を対象とする。 ② 雪堆積場は、公区が土地所有者と協議し、契約等を行うものとする。 ③ 雪堆積場は、4戸程度の住民が利用できる土地を選定すること。 ④ 対象とする経費は土地の確保に係る額とする。ただし、要綱別表の交付基準に定める限度額を限度とする。 ⑤ 契約期間が満了したとき及び融雪後は、公区の負担により清掃等を行い、原状回復し土地所有者に返還することとする。 ⑥ 雪堆積場の排雪を行うときは、公区の負担による。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・契約書(写し) ・設置場所位置図 ・土地図面 ・領収書 ・写真
③地域内除雪機械導入	公区内の通学路等歩行者安全確保のための除雪及び近隣センター・忠類地区の公区会館除雪のための除雪機械及び小型融雪機械の導入	公区 複数公区	機械の購入に係る経費	1分の1	250,000円	① 交付金の対象となる機械の導入は、1公区につき1台を限度とし、導入後10年を経過するまで処分してはならない。 ② 機械の維持管理に係る経費は対象としない。 ③ 導入した機械は、雪かき支援事業において使用することもできることとする。 ④ 機械の管理、使用の際は安全に充分配慮すること。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・除雪路線図等 ・機械保管場所位置図 ・管理者 ・領収書 ・写真
④地域内排雪	公区内の道路及び交差点の安全確保のための排雪	公区	排雪に係る経費	2分の1	排雪区間1mにつき500円 交差点のみの排雪の場合は、4差路交差点34,000円、T字路交差点17,000円	① 市街地における排雪に係る経費を対象とする。 ② 同一路線又は交差点の排雪に対する交付金の交付は、年度内1回を限度とする。 ③ 排雪に係る契約等は、公区が行うこととする。 ④ 同一路線の排雪は、道路の片側につき、交差点を両端とする区間を 一排雪区間とし、その区間全てを排雪する路線を対象とする。 ⑤ 排雪作業を行うにあたっては、安全に充分配慮すること。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・排雪路線図 ・領収書 ・写真 ※排雪を業者へ委託する場合は次の書類も必要とする ・契約書 ・安全管理者 ・道路使用許可申請書(写し)

5 公区防災活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①防災活動	防災計画の策定	公区	計画の策定に係る経費	1分の1	100,000円	① 防災計画を新たに策定する公区又は既に策定した公区を対象とする。 ② 防災計画は、町が別に示す計画を基本に策定し、公区内全戸に配布することとする。 ③ 策定した防災計画の変更等に係る経費は対象としない。ただし、町の計画等の改訂に伴う変更に係る経費は対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・領収書 ・防災計画書2部
	防災計画による避難用非常持ち出し袋の整備	公区	整備に係る経費	3分の1	1セットにつき1,000円	① 防災計画に基づき、新たに公区内全体で整備する避難用持ち出し袋の購入等に係る経費を対象とし、更新並びに避難用具等の追加及び補充については対象としない。 ※防災計画に基づき、非常持出品として持ち出し袋に同梱されている携帯ラジオなどを単品で購入する場合の経費についても対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・公区名簿 ・領収書 ・写真
	防災計画による防災訓練等の実施及び防災資機材の整備	公区 複数公区	訓練等の実施に係る備品及び防災資機材等の購入費用の経費	3分の2	100,000円	【訓練等の実施に係る備品及び消耗品】 ① 防災計画に基づく防災訓練の実施に係る経費を対象とする。 ② 防災訓練を実施する際は、安全に十分配慮し行うこと。 【防災資機材等の購入】 ① 防災計画に基づく資機材等の整備に係る経費を対象とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) 【訓練等の実施に係る備品及び消耗品】 ・参加者名簿 ・事業周知文又は日程表 ・領収書 ・写真 ※補足説明 ①備品とはその性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐えうるものをいいます。 ②消耗品等として扱うものは、「・鉛筆、消しゴム、紙などの文具類・三角巾などの医療及び試験研究用品等・腕章などの雑品・備品などのレンタル料・講師謝礼」です。 ③個人に配布するための物品は対象になりません。 【防災資機材等の購入】 ・保管場所 ・管理台帳 ・領収書 ・写真
			訓練等の実施に係る消耗品等の経費	1分の1	20,000円		
②防犯活動	地域防犯活動における防犯資機材の購入	公区	防犯資機材の購入に係る経費	3分の2	なし	① 地域防犯活動に係る防犯資機材の購入に要した経費を対象とする。 ② 原則として月に1回以上、かつ将来にわたって継続して防犯パトロールを行うこと。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) ・パトロール名簿 ・保管場所 ・管理台帳 ・管理者 ・領収書 ・写真

6 公区資源回収支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①資源回収実践地区協力交付金	有価物として再利用の目的となる資源回収を実施した実践地区等に対し、資源回収実践地区協力交付金を支給	実践地区	毎年1月から12月までの間に資源回収業者に売却した資源	定額 1kg当たり5円	なし	① 資源回収実践地区協力交付金要綱によるものとする。	・様式1 (資源回収実践地区協力交付金要綱)資源回収実践報告書

様式第 1 号（第 3 条関係）

協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書

令和 年 月 日

幕別町長 飯田 晴義 様

幕別町

代表者

印

次のとおり協働のまちづくり支援事業を実施したので、関係資料を添えて申請します。

記

1 事業区分

事業	事業細目	事業費内訳	事業費	交付率	交付金額
公区活動 支援事業					
公区コミュ ニティ支援 事業					
公区環境美 化支援事業					
公区助け合 い活動支援 事業					
公区防災活 動支援事業					
合計					

※ 事業細目ごとに記入し、事業費内訳欄には、単価・数量等を記入してください。また、定額補助の場合は、公区戸数を記入してください。

※ 交付率欄には、別表の交付基準における交付率を記入し、定額交付の場合は「定額」と記入してください。

※ 契約が必要な事業又はその他証明等が必要な事業は、その書類を添付し、その他関係資料として、領収書の写し及び事業内容を証明できる写真等を添付してください。

2 振込先

口座名義	金融機関名及び店名	口座番号
		普通 当座

記載例

様式第1号（第3条関係）

協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書

令和 年 月 日

幕別町長 飯田 晴義 様

事業ごとの交付申請
金額をそれぞれ記入

事業費内訳を
それぞれ記入

事業費総額を
それぞれ記入

幕別町 ○○公区
代表者 公区長 ○○○○ 印

次のとおり協働のまちづくり支援事業を実施したので、関係資料を添えて申請します。

記

1 事業区分

事業	事業細目	事業費内訳	事業費	交付率	交付金額
公区活動 支援事業	公区備品保管 庫整備	備品保管庫購入（プレハブ物置 0.79坪・1棟×90,000円）	90,000円	2分の1	45,000円
公区コミュ ニティ支援 事業	地域コミュニ ティ活動	○○公区ふれあい祭り使用物品 借入れ（発電機1台7,000円、 カラオケ機材1式15,000円）	60,000円	3分の2	40,000円
公区環境美 化支援事業	環境美化	○○公園花壇に花の植栽 面積60㎡×8本/㎡×80円	38,400円	3分の2	25,600円
公区助け合 い活動支援 事業	雪かき支援	老人一人暮らし世帯等の除雪支 援（除雪先3戸×5,000円）	15,000円	定額	15,000円
公区防災活 動支援事業	防災活動	防災計画の策定（200冊×150円）	30,000円	1分の1	30,000円
		防災計画による防災訓練の実施 （タンカ購入・2台×22,500円）	45,000円	3分の2	30,000円
合計			278,400円		185,600円

※ 事業細目ごとに記入し、事業費内訳欄には、単価・数量等を記入してください。また、定額補助の場合は、公区戸数を記入してください。

※ 交付率欄には、別表の交付基準における交付率を記入し、定額交付の場合は「定額」と記入してください。

※ 契約が必要な事業又はその他証明等が必要な事業は、その書類を添付し、その他関係資料として、領収書の写し及び事業内容を証明できる写真等を添付してください。

2 振込先

口座名義	金融機関名及び店名	口座番号
○○公区	○○信金 ○○支店	普通 123456 当座

「防災情報メール」の登録について

「防災情報メール」は、町から登録者の皆さんに、様々な情報をメールで配信するシステムです。

全国瞬時警報システム（Jアラート）と自動連携しているため、ミサイル発射情報等の国民保護情報など瞬時に情報を受信できるほか、災害情報や不審者情報などを素早く取得することができます。

「防災情報メール」は、登録制メールであることから、ご本人により登録していただかなければなりません。お手順をお掛けしますが、公区内での情報共有のためにも複数の方の登録をお願いします。

防災情報メールとは

避難勧告などの防災情報やその他の緊急情報をインターネット経由でメールアドレス登録者に一斉配信するシステムで、地域の安全と安心を守るためのものです。

【登録方法】 アドレス ⇒ bosaikankyoka@town.makubetsu.lg.jp

右のQRコードを読み取り、次の4項目を記入の上、出来るだけ早くメールを送信して下さい。QRコードの読み取りが出来ない方は、上記アドレスを宛先としてメールを送信してください。

- ① 登録者の氏名
- ② 登録者の居住地

※確認メールが届かない場合は、登録した携帯電話にフィルタリング設定がされていることが考えられますので、メールを受信できるように携帯電話の設定変更をお願いします。

※メールアドレスを登録して許可設定する場合は、上記アドレスの他に次のアドレスも許可登録してください。

makubetsu-town@raidan.ktaiwork.jp

※登録時のメール送信料及びメール受信料は、登録申請者の負担となります。

※登録したアドレス等の個人情報は、本目的以外での使用はいたしません。

【問い合わせ先】

幕別町役場 住民福祉部 防災環境課

TEL 0155-54-6601（課直通）

FAX 0155-55-3008（防災環境課）



防災情報（送信例）
こちらは幕別町です。○月○日○時○分 台風○号幕別町災害対策本部を設置いたしました。公区内で被害があった場合は、役場災害対策本部にご連絡ください。
（幕別町）

逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの?

警戒レベル4で全員避難!!

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
[警戒レベル]を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から[警戒レベル3、4]が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



[警戒レベル5] (市町村が発令) は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

呼びかけの一例

警戒レベル4

避難勧告の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、
国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 （市町村が発令）
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発表）
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 （気象庁が発表）

<防災気象情報>

【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？
⇒避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。避難勧告が発令され次第、避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難をしてください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html



スマホ用
二次元コード

けんしんや健康づくりで
10ポイントを貯めて
「健康」と「特典」
を手に入れよう！

ポイントカード受付期間

2019年4月1日

～2020年3月13日

◆参加できる方 町内在住の20歳以上の方

◆参加方法

①ポイントカードと対象事業一覧をもらおう。

配布場所

役場、札内支所、ふれあいセンター福寿、図書館、
（農業者トレーニングセンター（トレセン）、札内スポーツセンター（スポセン））
町が実施する健康づくり事業の会場、スマイル検診会場

②健康ポイントを貯めよう。

③10ポイント貯まったら、ポイントカードを提出してごみ袋と抽選券を
もらおう。（提出場所：役場、札内支所、ふれあいセンター福寿）

◆特典 10ポイント貯まった方に町指定のごみ袋（10ℓ燃やせるゴミ袋10枚）を
プレゼント！

さらに抽選で幕別町の特産品や温泉回数券が当たります。

当選者の発表は翌年度の広報5月号を予定しています。

◆ポイント付与対象事業

2 ポイント	必須 健康診断 （特定健診、後期高齢者健診、職場健診、人間ドック、脳ドックなど）
	がん検診（胃、肺、大腸、子宮、乳）、歯科健診 ※2種類以上受診した場合は、上限4ポイント
1 ポイント	必須 健康チャレンジ宣言 （健康に関する目標をカードに記入してください）
	健康チャレンジ達成
	町が実施する健康づくり事業（健康講座など） ※裏面に対象事業一覧がありますので確認してください。 ストレスチェック（図書館で実施）

問い合わせ

幕別町役場保健課健康推進係
（☎0155-54-3811）

／ たくさんの方の参加を
お待ちしております！



まくべつ健康ポイントラリー対象事業一覧

令和元年度 新たに追加！！

①トレセン・スポセンの利用も可！

トレーニング室だけではなく、トレセン・スポセンを利用した方どなたでも付与することができるようになりました！！

受付窓口でお声掛けください。

例)卓球をした。アリーナをウォーキングした。

②トレーニング室の土日利用も対象！

受付窓口でポイント付与できるようになりました！！

③健康講座は今年も継続！

事業名	時期
転倒しない体づくり	※毎月の広報かホームページをご覧ください。
みんなでスッキリサーキット	
ENJOYイキイキサーキット	
ゆったりリフレッシュ運動 ※会場：忠類体育館	

※内容が変更になることがあります。

問)NPO法人幕別札内スポーツクラブ

農業者トレーニングセンター ☎0155-54-2106

札内スポーツセンター ☎0155-56-4083

会場：農業者トレセン・札内スポセン

健康講座(幕別町百年記念ホール主催)

幕別町百年記念ホール主催の健康に関する講座を受講された方は、窓口でポイント付与することができます。

問)幕別町百年記念ホール ☎0155-56-8600

会場：幕別町百年記念ホール

出前講座

問)保健課 ☎0155-54-3811

幕別町役場に健康に関する出前講座を依頼し、講座を受けた方にポイントを付与します。

ストレスチェック

問)図書館本館 ☎0155-54-4488

会場：図書館幕別本館・札内分館・忠類分館

※ストレス測定器配置日は広報をご覧ください。

健康づくり講座

問)保健課健康推進係 ☎0155-54-3811



事業名	時期
変化が分かる！ 6ヶ月 ウォーキングプログラム	7/3・7/24・8/7・ 8/21・9/4・9/18・ 10/2・10/16
女性限定 美ボディメイク	《午前コース》 10/29・11/14・11/26 《夜コース》 10/10・10/24・11/7
男性限定 お腹やせトレーニング	1月・2月
男の料理教室	8/28・10/15 (午前)
リンパセルフマッサージ& ストレッチ ※ミニランチ付き	2/5・2/19(午前)

問)保健福祉課保健係 ☎01558-8-2910

事業名	時期
効果が上がる！ ウォーキング講座	6月頃～
男の料理教室	7・11・3月
冬の健康講座	2月・3月

介護予防事業

問)保健課高齢者支援係 ☎0155-54-3812

問)保健福祉課保健係 ☎01558-8-2910



事業名	時期
脳力テスト	[札内]8/15・19 [幕別]8/7・21
脳きたえ～る塾 ※百年記念ホールで実施	9/19・26 10/3・10・17
シニア世代の体力検定	[札内]7/29 [幕別]7/30
老福リフレッシュ体操 ※幕別・札内地区	通年

しらかば大学

問)教育委員会 社会教育係 ☎0155-54-2006

会場：クマゲラ校・南幕別校・ナウマン校

※在学者は1ポイント貯まります。

広報等の配布について

1 公区長の職務について

幕別町では、町行政の民主的かつ効率的な運営のため、行政区を設置しています。（幕別町行政区設置条例第1条）

行政区の長である公区長は、特別職の職員（非常勤）であり、次の事項が職務として定められています。（同条例第4条、同条例施行規則第3条）

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 行政区の運営に関すること | 例：行政区内の調整 |
| (2) 町政の周知に関すること | 例：回覧板の回付 |
| (3) 町の事業等の連絡調整に関すること | 例：事業に関する職員との連絡調整 |
| (4) 町の広報紙その他文書の配布に関すること | 例：広報紙の行政区内住民への配布 |
| (5) 町長から依頼された調査等に関すること | 例：行政区内世帯数の報告 |
| (6) 町長が招集する会議等に出席すること | 例：公区長会議への出席 |

2 町内会の加入割合と広報紙の配布割合について

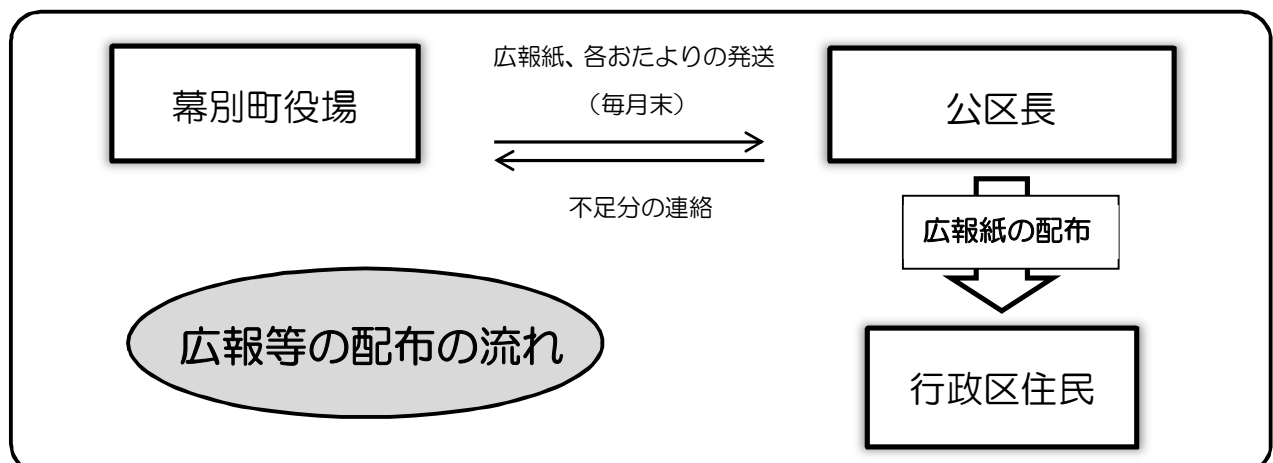
区 分	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月
公区長からの報告世帯数①	11,104 世帯	11,256 世帯	11,141 世帯
町内会加入世帯数②	9,168 世帯	9,090 世帯	8,949 世帯
町内会加入割合③＝②／①	82.6%	80.8%	80.3%
広報紙配布世帯数④	10,341 世帯	10,364 世帯	10,342 世帯
広報紙配布割合⑤＝④／①	93.1%	92.1%	92.8%
広報紙未配布世帯数⑥＝①－④	763 世帯	892 世帯	799 世帯

3 広報等の配布について

町の広報紙は、町政情報を町民の方々へお知らせする大事なものです。

公区長の皆様におかれましては、広報紙及び各おたよりについて、可能な限り、行政区内全戸への配布をお願いいたします。

公区長報酬及び公区運営費は、広報紙の配布数（毎年4月時点）で算定しています。



※町内会への加入及び活動内容については、裏面のとおり住民の方々へお知らせしています。

町内会に加入しましょう

皆さんがお住まいの行政区には町内会があり、地域づくりを支えています。
あなたも、町内会に入って、安全で安心な住み良いまちづくりに参加しましょう。

町内会の活動内容は

町内会は、皆さんの会費をもとに、独自にいろいろな活動をしています。

- ◎ゴミステーションの設置や維持管理を行っています。
- ◎地域の青少年の健全育成（子ども会活動）や高齢者等に対する福祉活動を行っています。
- ◎地域の環境を守るため道路・公園の清掃やごみの減量、資源リサイクルのための集団資源回収等を行っています。
- ◎地域住民のつきあいを深めるため、祭りや盆踊り、運動会などの行事を行っています。
- ◎交通安全活動や防犯活動を行っています。



災害のときは・・・困ったときには、遠い親戚よりも近くの他人



災害時には、隣近所で助け合いや、安否確認が大切になります。
町内会活動を通じて隣近所の方とコミュニケーションを図って、連携を深めておくことが重要です。

地域づくりのために

住み良い地域づくりのために、地域の課題を話し合ったり、協力し合いながら解決に向けて取り組んでいるのも町内会です。

快適な環境をつくり、安全で安心な地域づくりのために、町内会では各種の活動を行っています。町内会に加入（任意）して、一緒に住み良い地域づくりに参加しましょう。



町内会に加入するには

お住まいの地域の町内会長、または班長にお申し出ください。

分からないときは、近所の方にお尋ねになるか、役場住民生活課にお問い合わせください。

○幕別町住民福祉住民生活課住民活動支援係 Tel 0155-54-6602

地域ふれあい 支え合い活動 研修会 全2回 開催



住み慣れた地域で暮らし続けるために、「地域での支え合い、助け合いが大切」とよく耳にしますが、普段意識しないつながりが、実は地域にはたくさんあるということがわかってきました。新しく支え合いを作っていくことも大切ですが、今、地域にあるものを再発見し、その価値をみんなで共有することも、とても大切なことです。

本研修では、なぜ地域での支え合い活動が必要なのか、また地域の支え合い活動のを見つけ方を、全2回の講義やグループワークを通じて、わかりやすく学びます。

と き **1回目 7.23 火** **2回目 9.18 水**

幕別地区：10時～12時 忠類地区：14時～16時

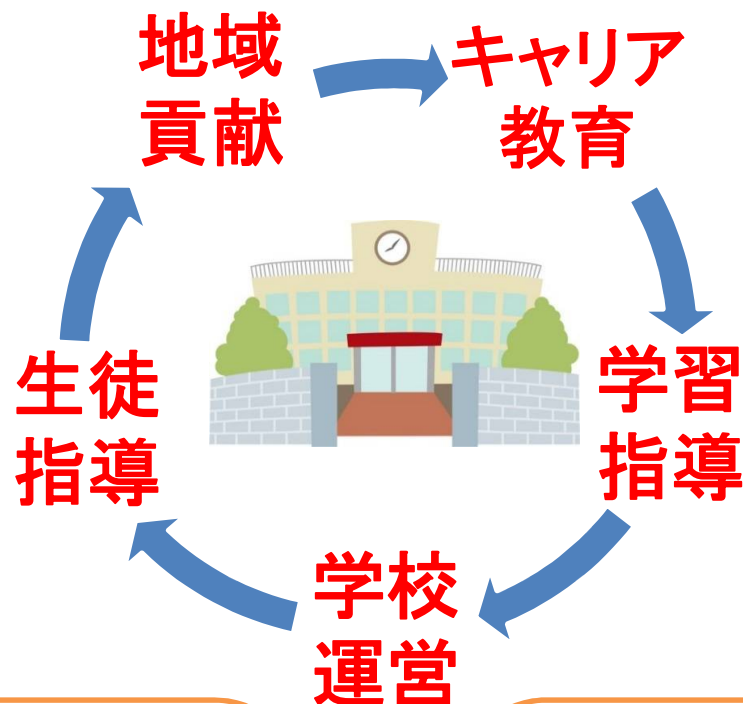
ところ 幕別地区：札内コミュニティプラザ
忠類地区：ふれあいセンター福寿

対象者 町内在住の方で、地域での助け合い活動に関心のある方
※全2回の開催ですが、どちらか1回の参加も可能です。

定 員 幕別地区：50名 忠類地区：30名

講 師 特定非営利活動法人
全国コミュニティライフサポートセンター 橋本 泰典 氏

幕別町が目指す コミュニティ・スクールの姿



コミュニティ・スクール

- ◇ 9年間を見通した『目指す子供の姿』と地域が求める教育の形の整合
- ◇ 地域の力を教育にどのように結び付けるか
 - 放課後・長期休業
 - 家庭教育の充実
 - 地域パトロール
 - 部活動指導支援
- ◇ 学校の教育力を地域の未来にどう結び付けるか
 - 町内会・子ども会
 - 文化・スポーツ活動
 - 経済活動 等への参画
- ◇ 雇用の確保と人口減少の歯止め

小中一貫教育

- ◇ 小中一貫した教育課程
 - 外国語教育の充実
 - 地域理解学習の充実
 - 道徳教育の充実
 - キャリア教育の充実
- ◇ 学力の維持・向上
 - 授業改善・授業研究
 - 家庭学習の手引き
- ◇ 生徒指導連携
 - 生徒指導交流・連携
 - 児童会・生徒会交流
 - いじめ・不登校対策
 - 自己肯定感の醸成
- ◇ 地域社会への貢献
 - 地域イベントへの参加
 - ボランティア活動

**小中一貫教育を効果的に推進する
エンジンとしてのCS**

【特別職及び部課長名簿】

R1.7.5
令和元年度公区長会議
資料9

令和元年 7 月 1 日

職		氏 名	備 考	職		氏 名	備 考
特別職	町 長	飯 田 晴 義		課 長 職	農 林 課 参 事	松 井 公 博	
	副 町 長	伊 藤 博 明			農業振興担当参事	渡 部 賢 一	
	教 育 長	菅 野 勇 次			商 工 観 光 課 長	西 嶋 慎	
部 長 職	企 画 総 務 部 長	山 岸 伸 雄			土 木 課 長	小 野 晴 正	
	住 民 福 祉 部 長	合 田 利 信			都 市 計 画 課 長	吉 本 哲 哉	
	経 済 部 長	岡 田 直 之			都 市 計 画 課 参 事	河 村 伸 二	
	建 設 部 長	笹 原 敏 文			水 道 課 長	山 本 充	
	出 納 室 長	萬 谷 司			会 計 課 長	金 田 一 宏 美	
	忠 類 総 合 支 所 長	川 瀬 吉 治			地 域 振 興 課 長 (忠 類 総 合 支 所)	亀 田 貴 仁	
	札 内 支 所 長	原 田 雅 則			保 健 福 祉 課 長 (忠 類 総 合 支 所)	林 隆 則	
	議 会 事 務 局 長	細 澤 正 典			経 済 建 設 課 長 (忠 類 総 合 支 所)	高 橋 宏 邦	
	教 育 部 長	山 端 広 和			住 民 課 長 (札 内 支 所)	杉 崎 峰 之	
課 長 職	企 画 総 務 部 参 事	川 瀬 康 彦			住 民 相 談 担 当 参 事 (札 内 支 所)	境 谷 美 智 子	
	政 策 推 進 課 長	谷 口 英 将			幕 別 町 農 業 委 員 会 事 務 局 長	廣 瀬 紀 幸	
	総 務 課 長	新 居 友 敬			幕 別 町 農 業 委 員 会 忠 類 支 局 長	(高 橋 宏 邦)	
	税 務 課 長	高 橋 修 二			議 事 課 長	半 田 健	
	糠 内 出 張 所 長	天 羽 徹			監 査 委 員 事 務 局 長	石 野 郁 也	
	住 民 生 活 課 長	佐 藤 勝 博			学 校 教 育 課 長	宮 田 哲	
	防 災 環 境 課 長	寺 田 治			生 涯 学 習 課 長	石 田 晋 一	
	福 祉 課 長	檜 木 良 美			幕 別 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	鯨 岡 健	
	こ ど も 課 長	西 田 建 司			忠 類 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	(幕 別 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 兼 務)	
	保 健 課 長	白 坂 博 司			図 書 館 長	武 田 健 吾	
	農 林 課 長	香 田 裕 一			幕 別 消 防 署 長	佐 藤 繁	

令和元年度 公区長会議 議案正誤表

下記のとおり訂正いたします。

正誤箇所	誤	正
議案39頁	生涯学習課 1 施設の改修工事 (1) 農業者トレーニングセンター改修工事 ・ 予定工期（省略） ・ アリーナ：令和元年 <u>8月中旬（1週間）、9月下旬（1週間）</u> ・ 2階トレーニング室及び会議室：令和元年9月 <u>～10月下旬</u> （以下省略）	生涯学習課 1 施設の改修工事 (1) 農業者トレーニングセンター改修工事 ・ 予定工期（省略） ・ アリーナ <u>（半面）</u>：令和元年 <u>7月12日（金）～8月22日（木）、9月16日（月）～30日（月）</u> ・ 2階トレーニング室及び会議室：令和元年9月 <u>20日（金）～10月15日（火）</u> （以下省略）